

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険に係る被保険者資格の管理事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、介護保険に係る被保険者資格の管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

平成31年3月8日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に係る被保険者資格の管理事務
②事務の内容 ※	<p>市町村は介護保険法に基づき介護保険の制度運営を行うものとされており、介護保険の保険者は横浜市である。</p> <p>介護保険の被保険者は、市町村内に住所を有する65歳以上の者を第1号被保険者(介護保険法第9条)(以下、「第1号被保険者」という)、市町村内に住所を有する40歳以上65歳未満で医療保険加入者を第2号被保険者(以下、「第2号被保険者」という)であり、住所地特例等の住登外被保険者(介護保険法第13条)についても、それぞれの被保険者として管理している。(以下特段の記載がない場合、「被保険者」とは前記全ての被保険者をいうものとする。)</p> <p>第1号被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、65歳に達したときを除き、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない(介護保険法第12条)とされており、4情報と資格の取得及び喪失、その他必要な事項を記録・管理している。</p> <p>また、介護保険被保険者証等の交付・再交付を行っており、記載事項には4情報等以外に要支援・要介護の認定情報が必要であるため、介護保険システム2からデータの提供(コピー)を受け、4情報等と併せて資格情報として記録・管理している。</p> <p>介護保険は被保険者が要介護状態となり、入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練等が必要となった場合に、保険医療サービス・福祉サービス等(以下この評価書において「介護保険サービス」という。)の保険給付を行う。介護保険サービスの給付に関する費用や、給付費全体の費用の一部を保険料として負担していただく必要があることから、その保険料算定に含まれる期間や被保険者が属する世帯の世帯員についても同様に管理している。</p> <p>申請については窓口や郵送で受付を行う。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務に利用している。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。</p> <p>○被保険者資格の適正化 住民登録外被保険者に係る個人番号の特定を行うことで、住民登録地での介護保険の被保険者となっていないかや介護保険法第11条(資格喪失の時期)に該当していないかの確認を行う。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1									
①システムの名称	統合番号連携システム								
②システムの機能	<p>統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。 統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。</p> <p>(1) 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。</p> <p>(2) 符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。</p> <p>(3) 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能。</p> <p>(4) 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能。</p> <p>(5) 中間サーバー稼働状況確認機能 連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能。</p> <p>(6) 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。</p> <p>(7) データ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能。</p> <p>(8) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="radio"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー、既存業務システム)</td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム	[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー、既存業務システム)	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム								
[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー、既存業務システム)									

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合番号連携システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。</p> <p>(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>(2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>(3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>(4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合番号連携システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>(6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>(7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(8) セキュリティ管理機能 中間サーバーのシステム方式設計書の記載に沿って、対応する。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>(10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム3	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>当該事務においては、住民基本台帳ネットワークシステムの機能のうち、次の機能のみ使用する。</p> <p>(1) 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>(2) 機構への情報照会 全国サーバーに対して個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

システム4	
①システムの名称	介護保険システム1(資格マスタ)
②システムの機能	<p>介護保険に係る被保険者資格の管理事務では、介護保険被保険者の住所や氏名、生年月日、性別、資格取得、資格喪失等及び、要支援・要介護の認定情報の記録及び管理を資格マスタで行っている。</p> <p>資格マスタの情報は、介護保険に係る保険料賦課事務、保険料収納・未納事務(保険料の賦課及び収納・未納については第1号被保険者のみ)、介護保険に係る保険給付に関する事務、介護保険に係る要介護認定事務から情報を参照し、被保険者の基本情報として使用する。</p> <p>介護保険システム1においては、個人番号は保有しないが、統合番号の保有を行い、統合番号連携システムと連携し、情報の提供・照会を行う。なお、統合番号連携システムへのアクセス制限により個人番号の閲覧・利用は不可となる。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (介護保険システム2)</p>
システム5	
①システムの名称	介護保険システム1(介護税情報マスタ)
②システムの機能	<p>介護保険に係る保険料賦課事務において、税務システムからの所得情報の受理及びオンラインからの所得情報等の入力により、被保険者及び世帯員の所得情報等について管理・更新している。介護保険に係る被保険者資格の管理事務では、当該所得情報等を参照することで被保険者の所得区分の判定を行い、被保険者が介護保険サービスを利用する際の負担割合を決定する資料とする。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険システム1(資格マスタ) (2)統合番号連携ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>当該事務において、以下のファイルを下記の目的遂行のため取り扱う。</p> <p>(1) 介護保険システム1(資格マスタ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格マスタには、介護保険法第9条(被保険者)、同法第10条(資格取得の時期)及び同法第11条(資格喪失の時期)に基づく日付や住所や氏名、生年月日、性別等の情報を資格マスタに記録している。 また、介護保険法施行規則第28条の2で規定されている負担割合証の交付等を行うために、介護保険法施行令第22条の2(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)で規定されている合計所得金額を用いて、被保険者の利用者負担の割合等の情報を記録している。 この記録した情報を基に、給付を受ける期間や保険料を計算する期間等についても、併せて管理を行うことで効率的に介護保険に係る保険料賦課事務、保険料収納・未納事務(保険料の賦課及び収納・未納については第1号被保険者のみ)、介護保険に係る保険給付に関する事務、介護保険に係る要介護認定事務を進めることが可能になる。 住民登録外加入者については、被保険者資格の適正化を図るため、個人番号の特定を行う。 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行うとともに、介護保険の加入・脱退等の届出時に必要となる健康保険の得喪、生活保護情報、収入・所得情報等について、前住所地等の情報保有機関に対して情報照会を行い、被保険者資格の適正化を図る。 <p>(2) 統合番号連携ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人の特定を正確かつ効率的に行う。 番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う。 介護保険システム1における介護保険に係る被保険者資格情報の管理を適正に行い、番号法第22条による特定個人情報の提供及び情報保有機関への情報照会を円滑に実施するため、統合番号連携システムを利用する。
②実現が期待されるメリット	<p>(1) 介護保険システム1(資格マスタ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 手作業で管理している住民登録外加入者の被保険者情報で、統合番号連携システムを利用することで、事務の効率化及び手作業における個人特定誤り、記載誤りによる誤回答(誤照会)リスクの低減が期待される。 照会書の作成、回答書の作成及び郵送事務等が軽減される。 介護保険法第9条(被保険者)第2号に規定する被保険者情報について情報提供を得られれば、住民基本台帳では確認できない介護保険法第7条(定義)第8項(医療保険加入者)の該当及び非該当の確認ができ、より正確に被保険者資格の適正化を行えるようになる。 <p>(2) 統合番号連携ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報を紐づけて管理することにより、個人を特定する際の正確性の向上及び事務の効率化に資することが期待できる。 住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまで窓口で提出を求めていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民・住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。 個人番号を保有するファイルを局所化し、漏洩リスクを低減できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>(1)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号</p>

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	----------	---------------------------------------

②法令上の根拠	<p>【提供】 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二 1項、2項、3項、4項、6項、8項、11号、26項、30項、33項、39項、42項、56の2項、58項、61項、62項、80項、87項、90項、94項、108号</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1項第2号、第3号ロ、第8号ハ 第3条第1項第3号、第4号ロ、第9号ハ 第5条第1項第2号 第6条第1項第1号イ、第5号ロ 第7条第1項第3号ニ 第10条第1項第3号ニ 第12条の3第1項第3号 第15条第1項第3号 第19条第1項第1号レ 第22条の2第1項第1号、第2号ロ、第6号ロ 第24条の2第1項第1号、第3号ハ、第7号イ 第25条第1項第3号ハ、 第25条の2第1項第7号 第30条第1項第9号 第31条の2第1項第2号、第4号ハ、第8号イ 第32条第1項第1号ハ、第2号ハ、第3号 第33条第1項第5号 第43条第1項第3号ハ、 第43条の2第1項第8号ロ 第44条第1項第1号レ 第49条第1項第2号ハ 第55条第1項第1号ニ、第2号ロ、第8号ロ、第9号ハ 第55条の2第1項第1号ハ 第59条第1項第3号ニ</p> <p>【照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条第1項第、第6号、第7号 第47条第1項第2号、第15号、第20号、第21号、第22号、第23号</p>
---------	---

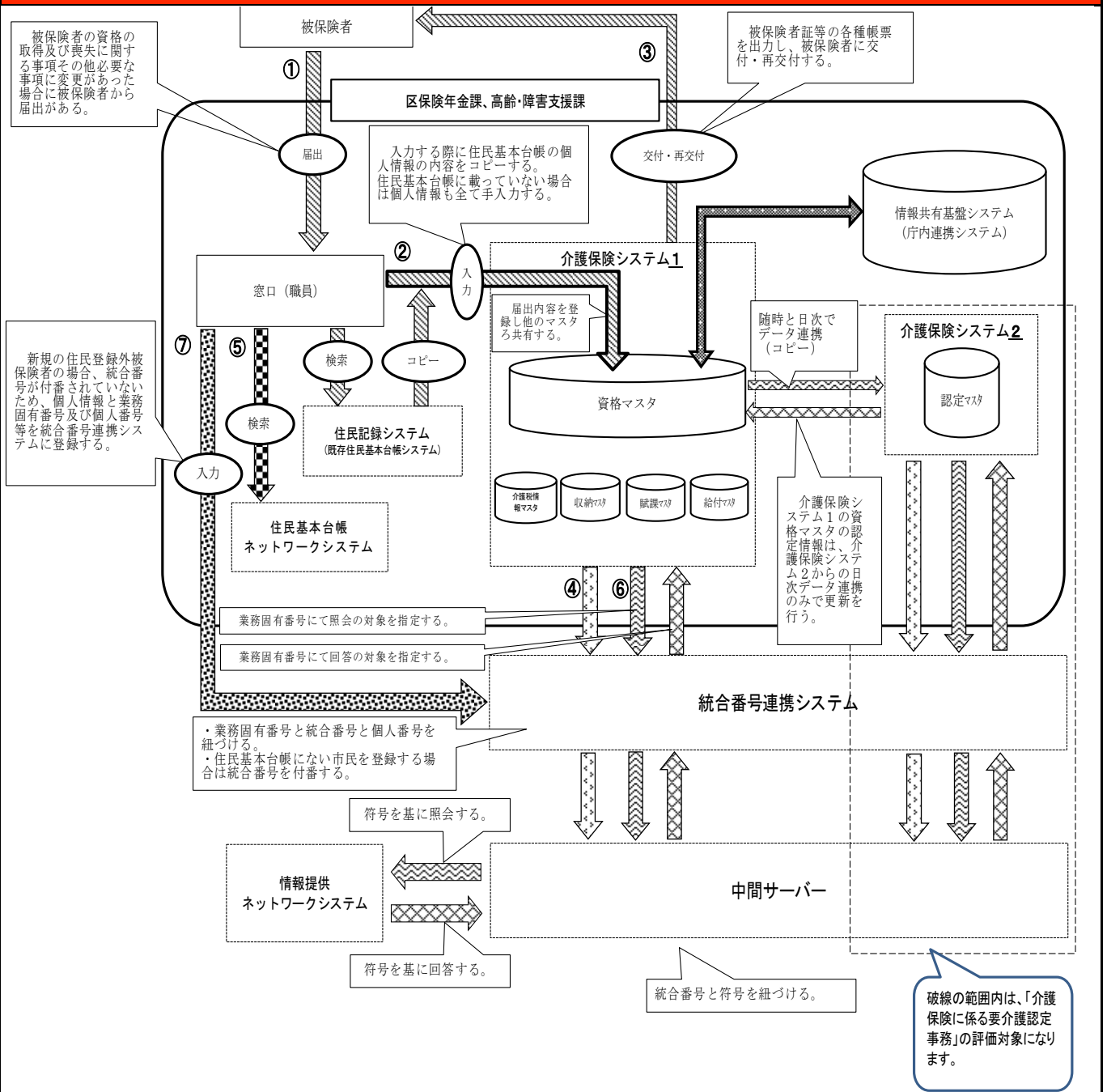
7. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉局 高齢健康福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

8. 他の評価実施機関

—	
---	--

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①被保険者からの届出(被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、その他必要な事項の変更等)
- ②届出の内容を介護保険システム1へ登録
- ③介護保険被保険者証等の交付・再交付
- ④情報提供の流れ
- ⑤情報照会先の確認
- ⑥情報照会及び照会に対する回答の流れ
- ⑦住民登録外の被保険者についての登録

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム1(資格マスタ)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者と被保険者が属する世帯の世帯員
その必要性	介護保険制度では、保険料の賦課や介護保険サービスを利用する際の自己負担額(給付額)が被保険者及び被保険者の世帯の状況により変わるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<p>その他識別番号…他の庁内連携システムの個人を紐づけるため</p> <p>4情報…管理する対象の個人を特定し、他の庁内連携システムの個人を紐づけるため</p> <p>その他住民票関係情報…介護保険サービスの給付に関する費用や保険料額を決定する際に、被保険者と被保険者が属する世帯の世帯員の市民日や世帯に異動した日等が必要であるため</p> <p>連絡先…被保険者と連絡を取る際に必要であるため</p> <p>生活保護・社会福祉関係情報…負担割合や介護保険負担限度額認定の段階を決定する際に、生活保護の受給の有無を確認する必要があるため</p> <p>介護・高齢者福祉関係情報…被保険者の情報を管理するため</p> <p>年金関係情報…負担割合や介護保険負担限度額認定の段階を決定する際に、老齢福祉年金の受給の有無を確認する必要があるため</p>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日

⑥事務担当部署	<p>健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課、地域包括ケア推進課</p> <p>鶴見区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p> <p>神奈川区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p> <p>西区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p> <p>中区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p> <p>南区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p> <p>港南区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p> <p>保土ヶ谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p> <p>旭区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p> <p>磯子区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p> <p>金沢区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p> <p>港北区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p> <p>緑区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p> <p>青葉区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p> <p>都筑区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p> <p>泉区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p> <p>栄区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p> <p>戸塚区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p> <p>瀬谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p>
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<p><input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人</p> <p><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 （ 住民記録システム、新生活保護システム ）</p> <p><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 （ 日本年金機構 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 各市区町村 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 民間事業者 （ ）</p> <p><input type="checkbox"/> その他 （ 介護保険システム2 ）</p>
②入手方法	<p><input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</p> <p><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 （ ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。 ）</p>
③入手の時期・頻度	<p>介護保険法第12条(届出等)の規定により第1号被保険者には届出の義務があり、介護保険に関する届出のある都度、入手している。また、入手した情報について住民基本台帳情報との整合性を保つため、既存住民基本台帳システムと日次・随時での照会や月次での照会を行っている。新生活保護システムは月次、日本年金機構からの高齢福祉年金情報は年次となる。</p>
④入手に係る妥当性	<p>介護保険法第12条(届出等)の規定により第1号被保険者は届出の義務があり、介護保険法第9条(被保険者)の該当、非該当や住所、氏名等の個人情報が変更となった場合、届出なければならない。また、介護保険法第9条から、市町村内に住所を有する者が被保険者となるが、その住所の認定について法令上特段の定めがないため、民法第22条の「各人の生活の本拠をもってその住所とする。」という規定を準用しており、この「生活の本拠」は定住の事実と定住の意思を勘案し総合的に判断している。その際、住民基本台帳は住民の居住関係を公証するためのものであるため、重要な手掛かりとしている。しかし、やむを得ない理由(DVやストーカー等の被害を受けている等)には、本市の住民基本台帳へ登録されなくても、居住の事実を示す書類(公共料金の明細書や賃貸契約書等)を確認することにより住所認定を行っている。</p> <p>この場合、個人番号を基に住民登録地で介護保険加入の有無を確認する。</p>
⑤本人への明示	<p>介護保険法第12条(届出等)の規定により、第1号被保険者は届出の義務があり、その上での個人情報の入手であるため利用目的は明らかである。</p> <p>また、他の機関等から情報提供ネットワークシステムを通じて入手を行うことは番号法に明示されている。</p>
⑥使用目的 ※	<p>介護保険の被保険者資格の管理事務のため</p>
変更の妥当性	<p>—</p>

⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課 鶴見区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 神奈川区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 西区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 中区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 南区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 港南区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 保土ヶ谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 旭区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 磯子区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 金沢区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 港北区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 緑区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 青葉区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 都筑区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 泉区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 栄区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 戸塚区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 瀬谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		介護保険の被保険者を適正に管理し、介護保険の運営に必要な保険料の賦課、徴収及び保険給付を行い制度の安定的かつ継続的な運営を行う。また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐づけることで、他のシステムとの照会・情報提供や他市町村へ情報照会する際に正確に個人を特定することができる。さらなる適正化を行うことができる。
	情報の突合 ※	住所、氏名、生年月日、性別等を基に突合し、統合番号にて紐付けを行っている。住民基本台帳システムや税務システムに情報提供や情報照会する際に個人を特定するために利用している。
	情報の統計分析 ※	介護保険の被保険者数及び世帯数、さらに年齢別等の細かい被保険者数の推移を統計している。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	特になし
⑨使用開始日		平成28年1月4日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (10) 件
委託事項1	運用業務委託
①委託内容	システムの管理作業及び処理作業等。 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性 作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。)
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名	富士通株式会社 神奈川支社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項 運用支援業務

委託事項2～5	
委託事項2	保守業務委託
①委託内容	システムの改修作業等。 プログラムの改修作業などの保守業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性 作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。)
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名	富士通株式会社 神奈川支社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項 保守支援業務

委託事項3		オペレーション業務委託
①委託内容		システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。)
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		日本企画株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]
	⑧再委託の許諾方法	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない 番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	オペレーション支援業務

委託事項4		データ保管業務委託
①委託内容		データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		東武デリバリー株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	データ保管支援業務

委託事項5		帳票印刷業務委託
①委託内容		帳票の印刷作業及び搬送作業。 帳票の印刷業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員及び印刷用設備を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 本市が管理するプリントサーバへ、出力が必要な帳票データのみを転送する。 [○] その他 (委託先は、出力操作専用端末を操作することにより、プリントサーバの帳票を確認し出力する。)
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		株式会社アイネット
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	帳票印刷支援業務

委託事項6～10			
委託事項6	年齢到達介護保険被保険者証封入封かん等業務委託		
①委託内容	毎月65歳年齢到達した被保険者に被保険者証の作成及び印字や郵送用封筒を作成しパンフレット等の同封物と一緒に封入封かんを行い区に納品する。帳票の印刷業務、封筒作成及び封入封かんを行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員及び印刷用設備等を確保し、交付事務を安定的に行うことが可能となる。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	65歳到達する第2号被保険者	
	その妥当性	対象の被保険者証を作成するためには、被保険者情報を提供するため	
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()		
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。		
⑥委託先名	株式会社TLP		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報保護に関する条例並びに次の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	
	⑨再委託事項	年齢到達介護保険被保険者証封入封かん支援業務	

委託事項7		負担限度額認定勸奨通知封入封かん等業務委託
①委託内容		負担限度額認定を受けている被保険者への更新申請のお知らせを印字し、パンフレット等の同封物と一緒に封入封かんを行い区に納品する。帳票の印刷業務、封入封かんを行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員及び印刷用設備等を確保し、申請事務を安定的に行うことが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	その妥当性	負担限度額認定を受けている被保険者
③委託先における取扱者数		介護保険負担限度額認定申請書を作成するためには、被保険者情報を提供するため
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		介護保険負担限度額認定申請書を作成するためには、被保険者情報を提供するため
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		株式会社ワイイーシーソリューションズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]
	⑧再委託の許諾方法	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑨再委託事項	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報保護に関する条例並びに次の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
⑨再委託事項		負担限度額認定勸奨通知封入封かん等支援業務

委託事項8		負担限度額認定証封入封かん等業務委託	
①委託内容		負担限度額認定を受けている被保険者への負担限度額認定証の記載内容を印字し、送付文の同封物と一緒に封入封かんを行い区に納品する。帳票の印刷業務、封入封かんを行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員及び印刷用設備等を確保し、交付事務を安定的に行うことが可能となる。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	負担限度額認定の申請をした被保険者	
	その妥当性	介護保険負担限度額認定証を作成するためには、被保険者情報を提供するため	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	
⑥委託先名		株式会社ワイイーシーソリューションズ	
	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報保護に関する条例並びに次の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	
	⑨再委託事項	負担限度額認定証封入封かん等支援業務	

委託事項9		介護保険負担限度額認定申請書受付等業務委託
①委託内容	被保険者から返送される負担限度額認定証の申請書の受領、確認及び更新データの作成等をする。受付業務、データ作成作業等の運用業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、申請事務を安定的且つ、効率的に行うことが可能となる。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	負担限度額認定の申請書を提出した被保険者
	その妥当性	介護保険負担限度額認定申請書を受付するためには、被保険者情報について提供する必要があるため。
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	
⑥委託先名	株式会社北斗システム	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報保護に関する条例並びに次の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	介護保険負担限度額認定申請書受付支援業務

委託事項10		負担割合証封入封かん等業務委託
①委託内容		要介護・要支援認定を受けている被保険者への負担割合証の記載内容を印字し、送付文等の同封物と一緒に封入封かんを行い区に納品する。帳票の印刷業務、封入封かんを行うにあたり、民間事業者により委託することにより専門的な知識を有する人員及び印刷用設備等を確保し、交付事務を安定的に行うことが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	要介護・要支援認定を受けている被保険者	
その妥当性	介護保険負担割合証を作成するためには、被保険者情報について提供する必要があるため。	
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	
⑥委託先名	株式会社横浜電算	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報保護に関する条例並びに次の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	負担割合証封入封かん等支援業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (22) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (7) 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第1項
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	未定
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1項第2号、第3号ロ、第8号ハ
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分 (住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第3条第1項第3号、第4号ロ、第9号ハ
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分 (住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第4項
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	未定

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第6項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第6条第1項第1号イ、第5号ロ
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分 (住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第8項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第1項第3号ニ
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	未定

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第11項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条第1項第3号ニ
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	未定
提供先8	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第26項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1項第1号レ
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分 (住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号 [受給者関連情報] (負担割合)負担割合区分、割合開始年月日、割合終了年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第30項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	未定
提供先10	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第33項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条の2第1項第1号、第2号口、第6号口
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分 (住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11～15	
提供先11	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第39項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第24条の2第1項第1号、第3号ハ、第7号イ
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分 (住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号 [受給者関連情報] (負担割合)負担割合区分、割合開始年月日、割合終了年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第42項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条第1項第3号ハ
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分 (住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第56の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条第1項第9号
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分 (住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号 [受給者関連情報] (負担割合)負担割合区分、割合開始年月日、割合終了年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第58項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条の2第1項第2号、第4号ハ、第8号イ
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分 (住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号 [受給者関連情報] (負担割合)負担割合区分、割合開始年月日、割合終了年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第61項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第32条第1項第1号ハ、第2号ハ、第3号
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分 (住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号 [受給者関連情報] (負担割合)負担割合区分、割合開始年月日、割合終了年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16～20	
提供先16	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第62項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第33条第1項第5号
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分 (住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号 [受給者関連情報] (負担割合)負担割合区分、割合開始年月日、割合終了年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先17	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第80項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条第1項第3号ハ
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第87項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第44条第1項第1号レ
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分 (住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号 [受給者関連情報] (負担割合)負担割合区分、割合開始年月日、割合終了年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第90項
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	未定
提供先20	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第93項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	未定

移転先1	財政局税務課(区税務課)
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第27項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第3項
②移転先における用途	介護保険料納付額に係る社会保険料控除適用の判定等のため
③移転する情報	住所、氏名(漢字)、被保険者番号、収納額合計(合計及び徴収区分別)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	暦年を単位として保険料納付実績のある第1号被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。)
⑦時期・頻度	年1回(1月)
移転先2～5	
移転先2	健康福祉局保険年金課
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第42項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第3項
②移転先における用途	保険料滞納者に対する電話納付案内の実施にあたり国民健康保険において保有する電話番号等の情報の提供を求める対象被保険者を提示するため
③移転する情報	住所区コード、個人コード、被保険者番号、漢字氏名、電話番号、呼び出しフラグ、連絡先
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保険料を滞納している第1号被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (移転用ファイルを作成し、サーバー上の共有フォルダを介して行う。)
⑦時期・頻度	年3回(4月、9月、1月)

移転先3	健康福祉局医療援助課
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第80項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第3項
②移転先における用途	(1)介護保険料滞納者に対する電話納付案内を後期高齢者医療保険料滞納者と併せて行うため (2)後期高齢者医療保険料の特別徴収を行うためには、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合算した額が年金支給額の2分の1を超えないことが条件になっており、介護保険での特別徴収実施の有無やその詳細情報を把握し、その判定に使用する。
③移転する情報	(1)整理番号、住所区名(漢字変換後)、住記世帯コード、被保険者番号、漢字氏名、カナ氏名、電話番号(介護)、電話番号(国保)、現住所(漢字変換後)、現住所方書、送付先氏名、送付先住所(漢字変換後)、送付先方書、連絡先、喪失フラグ、生活保護フラグ、未納総額、未納額(現年度・前年度・前々年度・前々年度以前)、納付区分、徴収区分 (2)特徴義務者コード、基礎年金番号、年金コード、生年月日、性別、候補者カナ氏名、候補者漢字氏名、住所(漢字)、各種区分、変更後特徴分期別額、被保険者番号、個人コード、住所地特例該当区分
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(1)保険料を滞納している第1号被保険者 (2)特別徴収を行う第1号被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。)
⑦時期・頻度	(1)年3回(4月、9月、1月) (2)随時
移転先4	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)
①法令上の根拠	・番号法第19条別表第二第26項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第3項
②移転先における用途	(1)介護保険料相当額を扶助費として給付、若しくは特別徴収後の年金額の収入認定し支給決定を行う。 (2)介護保険サービスの利用に伴う利用者負担額を給付しているため、介護保険情報を把握し、生活保護の決定事務の適正化を図る。 (3)介護保険料の代理納付対象者の把握及び生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務及び法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金を含む。)に関する事務のため
③移転する情報	個人コード、被保険者番号、納付方法、市資格取得年月日、市資格喪失年月日、保険者区コード、区資格取得年月日、区資格喪失年月日、生活保護開始年月日、生活保護終了年月日、事務所、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階、高額判定区分、減額認定区分、適用開始年月日、有効期限終期年月日、交付年度、公費負担区分、有効期間始期、有効期間終期
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護を受給する第1号被保険者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	庁内連携システム:月1回 紙:照会があった都度随時

移転先5	健康福祉局保険年金課
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第42項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	国民健康保険料の特別徴収を行うためには、介護保険料と国民健康保険料を合算した額が年金支給額の2分の1を超えないことが条件になっており、介護保険での特別徴収実施の有無やその詳細情報を把握し、その判定に使用する。
③移転する情報	特徴義務者コード、基礎年金番号、年金コード、生年月日、性別、候補者カナ氏名、候補者漢字氏名、住所(漢字)、各種区分、変更後特徴分期別額、被保険者番号、個人コード、住所地特例該当区分
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収を行う被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先6～10	
移転先6	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)
①法令上の根拠	・番号法第19条別表第二第87項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第3項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施、同条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務
③移転する情報	個人コード、被保険者番号、納付方法、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	中国残留邦人等支援給付を受給する第1号被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会があった都度随時

移転先7	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)
①法令上の根拠	・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第2項
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって法別表第1の15の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるもの
③移転する情報	個人コード、被保険者番号、納付方法、市資格取得年月日、市資格喪失年月日、保険者区コード、区資格取得年月日、区資格喪失年月日、生活保護開始年月日、生活保護終了年月日、事務所、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階、高額判定区分、減額認定区分、適用開始年月日、有効期限終期年月日、交付年度、公費負担区分、有効期間始期、有効期間終期
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活に困窮する外国人に対する保護の措置を受けている第1号被保険者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	庁内連携システム:月1回 紙:照会があった都度随時

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><横浜市における措置> ・システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>[定められていない]</p>
<p>その妥当性</p>		<p>不当利得による返還請求権が5年で消滅することから、原則として5年間の保管期間が必要となる。ただし、年度を越えて限度額管理を行う給付種目については、被保険者が資格喪失してから5年間の保管が必要となる。</p>
<p>③消去方法</p>	<p><横浜市における措置> ・電子データ：上記必要な期間を経過後、削除処理によりシステムにて削除する。年間1回程度。削除対象はシステムで判定する。ディスク交換やハード更改等の際は、機器の保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・紙書類：入手した書類は裁断処理や外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	

7. 備考

—

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
統合番号連携ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住民基本台帳法第5条に基づき本市住民基本台帳に記録された住民(以下、住民登録内の者) ・住民基本台帳に記録されていた者で転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者または本市住民基本台帳に未記録の者のうち本市の業務上必要な者(以下、住民登録外の者)のうち、本市で個人番号を把握した者。
その必要性	・個人の特定を正確かつ効率的に行う必要がある。 ・番号法第19条第7号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う必要がある。
④記録される項目	[10項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号、4情報、その他識別情報(内部番号)：対象者を正確に特定するために保有する。 その他住民票関係情報：統合番号連携システムの画面上で、DV被害者等の理由による自動応答不可の状況及びその理由等を表示するために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日

<p>⑥事務担当部署</p>	<p>健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課、地域包括ケア推進課 鶴見区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 神奈川区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 西区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 中区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 南区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 港南区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 保土ヶ谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 旭区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 磯子区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 金沢区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 港北区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 緑区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 青葉区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 都筑区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 泉区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 栄区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 戸塚区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 瀬谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p>
----------------	--

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民局窓口サービス課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構が管理する住民基本台帳ネットワークシステム)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③入手の時期・頻度	<p>◎住民登録内の者の分 住民基本台帳への記載またはその変更時に、都度、システム間の連携により自動的に入手する。</p> <p>◎住民登録外の者の分 ○本人または本人の代理人からの紙書類による入手。 介護保険法第12条(届出等)の規定により、第1号被保険者には届出の義務があり(65歳年齢到達により被保険者となった場合を除く。)、住民登録外のものであっても、資格の取得及び喪失に関する事項等について届出なければならない。また、住所については、居住の事実を示す書類(公共料金の明細書や賃貸契約書等)を確認することにより住所認定を行っている。被保険者であることが確認できた後、介護保険システムにて業務固有番号を取得し、統合番号連携ファイルに登録する。 ○住民基本台帳ネットワークシステムから即時提供方式による入手。 ・本人または本人の代理人が上記紙書類に記載した情報と、統合番号連携システムで管理する情報で相違する際に、最新情報を確認するために都度入手する。 ○住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式による入手。 ・定期更新。1日1回。統合番号連携システムに登録のある住民登録外の者全て。</p>
④入手に係る妥当性	<p>住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載またはその変更時に、都度、システム間の連携により自動的に入手するため、別途提供を受ける必要はない。</p> <p>住民登録外の者の分：介護保険では市町村の区域内に住所を有する者が第1号又は第2号(医療保険加入者に限る)被保険者となるため、住民登録外の者であっても、住民登録内の者と同様に被保険者としての管理が必要である。また、住所の確認については、居住の事実を示す書類(公共料金の明細書や賃貸契約書等)を確認することにより住所認定を行う。</p>
⑤本人への明示	<p>・本人または本人の代理人から特定個人情報の提供を受ける場合は、当該事務が番号法第9条別表1第68項で定める個人番号利用事務であること及び個人番号の利用目的を説明する。</p> <p>・個人番号及び4情報は住民基本台帳法で定義する本人確認情報であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第19条の定めにより改正される住民基本台帳法の別表第二の5の24及び別表第四の4の24において、当該事務で本人確認情報を使用して良い旨が明示されている。</p> <p>・書面提出などによる入手のため本人または本人の代理人に直接説明できない場合にあっても、本人確認情報の使用については上記のとおり明示されている。</p> <p>・介護保険に係る被保険者資格の管理事務は介護保険制度を運営・維持するために必要な介護保険法の要請による事務であり、利用目的は明らかである。</p> <p>また、他の機関等から情報提供ネットワークシステムを通じて入手を行うことは番号法に明示されている。</p>
⑥使用目的 ※	介護保険の被保険者資格の管理事務のため
変更に係る妥当性	—

⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課 鶴見区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 神奈川区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 西区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 中区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 南区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 港南区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 保土ヶ谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 旭区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 磯子区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 金沢区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 港北区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 緑区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 青葉区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 都筑区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 泉区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 栄区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 戸塚区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 瀬谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・統合番号を生成する。 住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間の連携によりデータを受信・登録し、統合番号を生成する。 住民登録外の者の分：当該事務で必要となった者を統合番号連携システムへ登録した際に、統合番号を生成する。 ・生成した統合番号を登録元及び中間サーバーへ送信する。 ・統合番号並びに個人番号及び業務固有番号を紐付けて管理することにより、効率的に個人を特定する。 ・統合番号を用いて、情報照会、情報提供業務を行う。
	情報の突合 ※	個人番号、4情報、統合番号及び業務固有番号を相互に突合し、個人を特定する。
	情報の統計分析 ※	—
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日		平成27年10月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	運用保守業務委託	
①委託内容	システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業等 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。)	
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	
⑥委託先名	日本ソフトウェアマネジメント株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	システム運用保守支援業務

委託事項2～5	
委託事項2	オペレーション業務委託
①委託内容	システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性 作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。)
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名	株式会社SH-Net
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項 オペレーション支援業務

委託事項3		データ保管業務委託
①委託内容		データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		未定
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	データ保管支援業務
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 行っていない

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※

<横浜市における措置>
 ・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。
 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。
 ・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。
 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。
 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。
 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。
 ・申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会及び提供を行うため、当該事務で使用する期間において、情報を保管する必要がある。本市住民基本台帳に記載されている期間または本市の個人番号利用事務で利用する期間を保管期間とする。消去は以下の時点で行う。 ・業務固有番号は、当該事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。 ・個人番号、4情報その他の項目は、本市全ての個人番号利用事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。

③消去方法

<横浜市における措置>
 ・電子データ：上記必要な期間を経過後、削除処理によりシステムにて削除する。年間1回程度。削除対象はシステムで判定する。ディスク交換やハード更改等の際は、統合番号連携システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
 ・入手した紙書類は裁断処理や外部業者による溶解処理を行う。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。
 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

7. 備考

—

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

介護保険システム1(資格マスタ)と統合番号連携ファイルについて以下のとおり

<資格マスタ> 【世帯レコード】 区コード 町コード 字コード 番地コード 番地編集 電話番号 呼出し 世帯コード 住記世帯住在外フラグ 世帯区分 異動受付フラグ 混合世帯コード 世帯員存在フラグ 現住所異動日 方書状態フラグ 【方書レコード】 方書 【世帯履歴レコード】 区コード 町コード 字コード 番地コード 番地編集 方書 現住所異動日 【個人基本レコード】 被保険者番号 被保険者区分 個人コード 区コード カナ氏名 漢字氏名 生年月日 性別 国籍コード 住記個人住在外フラグ 続柄 処理年月日 増年月日 増届出年月日 増事由 処理年月 減年月日 減届出年月日 減事由 処理年月 メモ情報コード メモ処理年月日 税額照会対象年度 税額照会選択項目 氏名OVFフラグ 個人削除フラグ 【氏名OVFレコード】 区コード 氏名OVF 【個人履歴(個人情報)レコード】 区コード 履歴グループID 修正区分 カナ氏名 漢字氏名 生年月日 性別 続柄 処理年月日 【個人履歴(増減情報)レコード】 増年月日 増届出年月日 増事由 処理年月 減年月日 減届出年月日 減事由 処理年月	
---	--

<資格マスタ> 【(住記資格連結)レコード】 被保険者番号 個人コード 世帯コード 【資格情報レコード】 被保険者番号 市資格取得年月日 市資格取得届出年月日 市資格取得事由 処理年月 市資格喪失年月日 市資格喪失届出年月日 市資格喪失事由 処理年月 区コード 区資格取得年月日 区資格取得届出年月日 区資格取得事由 処理年月 区資格喪失年月日 区資格喪失届出年月日 区資格喪失事由 処理年月 賦課開始年月 賦課終了年月 1号資格取得日 資格達番 送付先区分 生活保護受給の有無 生活保護開始年月日 生活保護終了年月日 事務所 特記事項1 特記事項1入力年月日 特記事項2 特記事項2入力年月日 特記事項3 特記事項3入力年月日 旧措置入所者表示 措置開始年月日 措置終了年月日 給付率 老齢福祉年金フラグ 老齢福祉開始年月日 老齢福祉終了年月日 住所地特例該当区分 証発行済フラグ 【資格得喪履歴レコード1】 履歴グループID 修正区分 市資格取得年月日 市資格取得届出年月日 市資格取得事由 処理年月 市資格喪失年月日 市資格喪失届出年月日 市資格喪失事由 処理年月 区コード 区資格取得年月日 区資格取得届出年月日 区資格取得事由 処理年月 区資格喪失年月日 区資格喪失届出年月日 区資格喪失事由 処理年月 賦課開始年月 賦課終了年月 1号資格取得日 資格達番 証発行済フラグ 【資格得喪履歴レコード2】 生活保護受給の有無 生活保護開始年月日 生活保護終了年月日 事務所 【資格得喪履歴レコード3】 老齢福祉年金フラグ 老齢福祉開始年月日 老齢福祉終了年月日	
--	--

<資格マスタ> 【給付資格レコード】 給付制限1事由 給付制限1処分年月日 給付制限1開始年月日 給付制限1終了年月日 給付制限1入力区分 給付制限2事由 給付制限2処分年月日 給付制限2開始年月日 給付制限2終了年月日 給付制限2入力区分 利用者負担減免申請年月日 利用者負担減免区分 利用者負担減額率 利用者負担減免開始年月日 利用者負担減免終了年月日 減額認定区分 適用開始年月日 有効期限終了年月日 負担割合区分 有効期間開始年月日 有効期間終了年月日 【給付資格履歴レコード】 履歴グループID 修正区分 給付制限事由 給付制限処分年月日 給付制限開始年月日 給付制限終了年月日 給付制限入力区分 給付制限変更区分 【給付資格履歴(利用者負担情報)レコード】 利用者負担減免申請年月日 利用者負担減免区分 利用者負担減額率 利用者負担減免決定年月日 利用者負担減免開始年月日 利用者負担減免終了年月日 【給付資格履歴(減額認定情報)レコード】 減額認定区分 適用開始年月日 有効期限終了年月日 【給付資格履歴(負担割合情報)レコード】 負担割合区分 有効期間開始年月日 有効期間終了年月日 【助成帳票発行レコード】 被保険者番号 区コード 帳票種別 公費負担区分 公布年度 有効期間始期 有効期間終期 登録年月日 更新年月日 訂正年月日 削除年月日 【負担割合判定区分レコード】 被保険者番号 負担割合判定区分 作成ID 作成年月日 作成時刻 更新ID 更新年月日 更新時刻	
---	--

<資格マスタ> 【住所地特例レコード】 施設区分 施設名称 施設種類 市内外区分 (施設が市内の場合) 区コード 町コード 字コード 番地コード 番地編集 (施設が市外の場合) 都道府県コード 市区町村コード 町字コード 丁目コード 都道府県文字数 市区町村文字数 町字文字数 丁目文字数 住所漢字 方書 施設電話番号 施設入所年月日 施設退所年月日 住所地特例該当年月日 住所地特例非該当年月日 住所地特例非該当当事由 【宛名(市内)レコード】 市内外区分 区コード 町コード 字コード 番地コード 番地編集 方書 送付先氏名 連絡先 【宛名(市外)レコード】 都道府県コード 市区町村コード 町字コード 丁目コード 都道府県文字数 市区町村文字数 町字文字数 丁目文字数 住所漢字 【帳票発行レコード】 区コード 帳票番号 帳票種別 交付年月日 有効期間始期 有効期間終期 回収区分 証回収年月日 【通番管理レコード】 被保険者番号 個人コード 世帯コード 世帯特定コード	
--	--

資格マスタ
【認定基本レコード】
被保険者番号
認定申請 I D X
申請区コード
認定申請日
認定申請自由
特定疾病区分
認定年月日
認定結果区分
要介護状態区分
訪問通所系区分支給限度額点数
短期入所系区分支給限度額点数
訪問通所系点数 (加算)
短期入所系点数 (加算)
家族介護区分
認定有効期間-開始日
認定有効期間-終了日
サービス種類指定期間-開始日
サービス種類指定期間-終了日
訪問通所系限度額管理期間-開始日
訪問通所系限度額管理期間-終了日
短期入所系限度額管理期間-開始日
短期入所系限度額管理期間-終了日
審査会意見 1
審査会意見 2
申請個人番号
前保険者番号
前保険者名
指定サービス種類
訂正フラグ
削除フラグ
更新年月日
更新時刻
連合会送付済フラグ
【居宅計画レコード】
被保険者番号
認定申請 I D X
履歴番号
作成区分
事業者コード
届出日
計画有効期間-開始日
計画有効期間-終了日
訂正フラグ
削除フラグ
更新年月日
更新時刻
連合会送付済フラグ

資格マスタ
【医療保険レコード】 ※現在未使用
被保険者番号
履歴番号
医療保険者番号
記号
番号
取得日
取得届出日
喪失日
喪失届出日
被保険者名
続柄
訂正フラグ
削除フラグ
更新年月日
更新時刻
連合会送付済フラグ
【老人医療レコード】 ※現在未使用
被保険者番号
履歴番号
受給者番号
市町村番号
取得日
取得届出日
喪失日
喪失届出日
訂正フラグ
削除フラグ
更新年月日
更新時刻
連合会送付済フラグ
【公費負担医療レコード】 ※現在未使用
被保険者番号
公費負担区分
公費負担開始日
公費負担終了日
訂正フラグ
削除フラグ
更新年月日
更新時刻
連合会送付済フラグ

統合番号連携ファイル
個人番号
統合番号
4情報
業務固有番号
自動応答不可フラグ用サイン

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム1(資格マスタ)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	介護保険法第12条(届出等)の規定により、必要な届出は被保険者に義務付けられており、個人情報の入手については窓口での届出によるため、その場での本人確認及び対象者等について必要な情報の確認を行う。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	申請等の様式は事務上規定のものを用いており、また、保有対象となるデータの項目は被保険者資格の管理事務に必要なもののみ保有していることから、規定の項目以外の情報を入手・記録することはない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人情報の入手については届出によるものであり、特定個人情報ファイルにアクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかけている。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	官公庁発行の顔写真付きの証明書により、本人確認を行っており、それらの証明書を持っていない場合については、本人しか知りえない情報を口頭により確認している。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号は保有しない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	定期的に住民基本台帳情報を確認し、必要であれば届出を勧奨し正確性の確保に努める。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	届出の際の窓口を個別とし、他の住民に情報が漏れないよう配慮している。また、特定個人情報ファイルにアクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかけている。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
第三者による申請の際には、第三者と本人の関係性について十分に確認する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	当該事務に不要な内容は保持しておらず必要のない情報との紐付けは行われぬ。また、データの管理、運用について、システムを使用する際にはIDカード、ログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。また、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個人ごとのログインIDとパスワードにより管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。また、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	IDカードにより職務権限による制限をかけ、ログインIDとパスワードを発行し、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ログインIDとパスワードについて毎年4月に職員の異動に併せ更新する。また、臨時的異動についても、随時更新する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか記録しており、その記録は5年間保存する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> (1)職員に対しては個人情報保護に関する職場研修を毎年1回は行い、意識啓発を行っている。また、システムを使用する際にはIDカード、ログインID、パスワードが必要であり、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。 (2)委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・原則外部記憶媒体等の使用を制限し物理的に複製できない仕組みとする。バックアップ作業や外部記憶媒体を用いたデータ連携のため、一部端末のみ外部媒体の使用を許可する。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	○委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。 ○横浜市個人情報保護に関する条例並びに次の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・委託業務に従事する者については、受託者からの書面による事前の申請を受け、管理者が承認する。 ・従事する者の担当業務を特定する。担当業務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある業務ファイルのみアクセスできる仕組みとする。 ・従事する者ごとにユーザID・パスワードを発行する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	契約にて成果物の納品時に、委託業務を行った際の個人情報の取扱い状況及び取り扱った従業者等の報告をする様定める。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項において、再委託は原則禁止であり、再委託する場合は個人情報取扱特記事項に定める内容と同等の内容を再委託先に対して約定する旨を定めている。 遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項に基づいて取り扱いを行う。 遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約が終了したとき、当該特定個人情報ファイルの使用が終了したとき若しくは委託元が指示したとき又はその他契約で定めるときに消去を行う。消去したときは、消去報告書を提出させる。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない

具体的な方法	横浜市個人情報保護に関する条例並びに次の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転が行われる処理日程を定めた電算処理日程表を作成し、処理を実行する。 また、実行された処理の実行結果ログを記録する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転を行う場合には、番号法、横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について必要な確認を行う。	
その他の措置の内容	アクセス制限により、特定個人情報を操作できる作業者を制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	情報照会等の記録が保存される庁内連携システムを通して提供・移転を行い、それ以外の方法を原則禁止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	誤った内容で登録しないよう、届出の内容とシステムに入力した内容に誤りがないか確認を行っている。また、提供や移転の際については、ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行うなど閉塞したネットワークの中やりとりを行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置> ○統合番号連携システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置> 統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別番号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、 番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること その照会の必要性 提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること <p>を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 ・正本に誤りを発見した際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤った相手への提供に対する措置は、<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>により行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・サーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管する。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報にアクセスするサーバー及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。 ・サーバー、端末とも、OSのパッチ適用を随時実施する。 ・ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙のとおり	
再発防止策の内容	別紙のとおり	
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	住所や氏名等の変更については届出の都度、新たな情報を上書きし最新の情報で管理しているが、変更前の情報についても履歴情報として記録している。また、住民基本台帳との内容を突合し、齟齬がある場合は届出について勧奨を行い、住所に疑義のある世帯に対しては現地調査を行い、不現住であった場合は職権にて資格を喪失させる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・期間を経過した情報の削除は、システムプログラムを作成して削除処理を行い、申請書及び届出書等の紙媒体については、裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
統合番号連携ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>○データを登録する際の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人番号と統合番号及び業務固有番号の正確な紐付けを担保する。 ・住民登録外の者の分：介護保険法第12条(届出等)の規定により、必要な届出は被保険者に義務付けられており、個人情報の入手については窓口での届出によるため、その場での本人確認及び対象者等について必要な情報の確認を行う。 <p>また、住民登録外の者については、住民基本台帳ネットワークシステムからの一括提供方式による連携データを受信し、定期的にシステムで整合性の確認を行う。</p> <p>○統合番号連携システムの検索画面を使用する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>○統合番号連携システムに登録してあるデータを利用する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 <p>○本人から情報を入手する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第12条(届出等)の規定により、必要な届出は被保険者に義務付けられており、個人情報の入手については窓口での届出によるため、その場での本人確認及び対象者等について必要な情報の確認を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○システムから入手する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者の分：データセンター内の専用線を用いて、住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより安全を担保する。入手元である市民局窓口サービス課に対して、統合番号連携システムでの使用目的を事前に明示する。 ・住民登録外の者の分：住民基本台帳ネットワークシステムの即時提供方式による入手及び住民基本台帳ネットワークシステムの一括提供方式による連携データをデータセンター内の専用線を用いて入手することにより安全を担保する。入手元である市民局窓口サービス課に対して、統合番号連携システムでの使用目的を事前に明示する。 <p>○本人または本人の代理人から直接情報を入手する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務において初めて個人番号を入手する際は、当該事務が番号法第9条で定める個人番号利用事務であること及び個人番号の利用目的を説明する。 ・個人番号の提供を受けるときは番号法第16条に基づいた本人確認の措置を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	番号法第16条に基づいた本人確認の措置を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カードの提示を受け、確認する。 個人番号カードの提示を受けられないときは、上記「入手の際の本人確認の措置の内容」により本人確認を行い、その結果をもとに統合番号連携システムまたは住民基本台帳ネットワークシステムで個人番号を照合する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住民登録内の者の分: 住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携する。 住民登録外の者の分: 業務で変更を把握した際に、随時に統合番号連携システムに入力する。また、住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式による連携データを入手する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	○システム間の連携により入手する際の措置 ・住民登録内の者の分: 住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民登録外の者の分: 住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式により入手する場合は、システム間で自動的に連携する。 両システムとも統合番号連携システムへの連携はデータセンタ内の専用線を使用する。FW、IDS等を設置し、他システム、外部ネットワークからの侵入防止措置を講じる。 ○申請書等の紙書類の管理は業務で入手した特定個人情報を記載した書類の扱いに準ずる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要な情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	当該事務に不要な内容は保持しておらず必要な情報との紐付けはできない。また、データの管理、運用については閉塞したネットワークで行っている上で、システムを使用する際にはIDカード、ログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。また、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。また、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づける。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>○ID・パスワードの発効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・事務所管課は、事務担当者特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効を依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効する。 <p>○失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。 ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。 ・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。 ・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入手する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。 ・操作履歴は一定期間、保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては業務外で使わないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者権限を持たない者に対する措置：統合番号連携システムの画面からのみファイルにアクセスできる仕組みを構築する。統合番号連携システムの画面においては、ファイル作成、出力機能を持たない仕組みとする。 ・管理者権限を持つ者に対する措置：原則外部記憶媒体等の使用を制限し物理的に複製できない仕組みとする。バックアップ作業や外部記憶媒体を用いたデータ連携のため、一部端末のみ外部媒体の使用を許可する。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置> ○統合番号連携システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置> 統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、 番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること その照会の必要性 提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・正本に誤りを発見した際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 <p>・誤った相手への提供に対する措置は、<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>により行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・統合番号連携システムでは端末に特定個人情報を保存しないため、端末盗難時の漏洩はない。 ・申請書、出力帳票等の紙書類は、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報にアクセスするサーバ及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。 ・サーバ、端末とも、OSのバッチ適用を随時実施する。 ・ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。 ・統合番号連携システムの画面ではファイルを取り出す機能を持たない仕組みとする。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙のとおり	
再発防止策の内容	別紙のとおり	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	<p>・死者のデータは生存者のデータと一体となって保管している。</p> <p>住民登録内だった者の分：削除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める期間が経過し、かつ、統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</p> <p>住民登録外だった者の分：統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>○個人番号、4情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載及びその変更時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民登録外の者の分：定期的に住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式によりデータを受信し、更新する。 ・事務上入手したデータのほうが新しい場合は、必要に応じて統合番号連携システムの画面から更新する。 <p>○4情報以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務固有番号は、当該事務にて変更した後、統合番号連携システムへ再登録する。 ・情報提供ネットワークシステムへの照会結果は統合番号連携システムには保存しないため、古い情報のまま保管することはない。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保存期間の過ぎた情報は、削除処理によりシステムで判別して自動削除する。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 ・保存期間を過ぎた申請書及び届出書等の紙書類は、裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><横浜市における措置> 定期的に自己点検を実施し、実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて確認を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><横浜市における措置> 定期的に個人番号利用事務所管部署間での相互監査を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><横浜市における措置> 年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	<p>横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884</p> <p>鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p> <p>磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p> <p>戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635</p>
②請求方法	<p>指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 (指定様式はこちら http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/) 請求先に持参又は郵送。</p>
特記事項	<p>受付時に本人確認を行う。</p>
③手数料等	<p>[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料</p> <p>閲覧等の手数料は無料。 (手数料額、納付方法: ただし、写しの交付は実費負担が必要。郵送交付の場合は送料負担が必要。)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
個人情報ファイル名	<p>介護保険システム1(被保険者データベース) 統合番号連携ファイル</p>
公表場所	<p>横浜市役所 市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884</p>
⑤法令による特別の手続	<p>—</p>
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	<p>—</p>

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	横浜市役所 健康福祉局 高齢健康福祉部 介護保険課 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-4253
②対応方法	本市の情報公開・個人情報保護の関係条例・規則等の規定に従って適切に対応する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年1月4日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	評価書を本市Webページにて掲載及び市民情報センターに配架し、閲覧できるようにする。郵便、ファクシミリ、本市Webページ(電子申請・届出システム)、番号制度事務とりまとめ課への持参による意見聴取を行う。
②実施日・期間	平成27年6月30日から7月30日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見の提出なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年9月9日
②方法	横浜市個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	次の意見があった。 ・全体として平仄をそろえること。 ・介護保険制度は、本人が手続を行うことが困難な場合が置く想定される。第三者が手続を行う場合、その第三者と本人の関係性を慎重に確認すること。 ・Ⅱ(介護保険システム1(資格ますた))5. 移転先4から6までの⑤提供する情報の対象となる範囲を、対象となる本人の範囲が明確となる表現とすること。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	以下特段の記載がない場合、「被保険者」とは前記全ての被保険者をいうものとする。	(以下特段の記載がない場合、「被保険者」とは前記全ての被保険者をいうものとする。)	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため
平成31年3月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(なし)	申請については窓口や郵送で受付を行う。	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため
平成31年3月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	介護保険に係る保険料賦課事務では、税務システムからの所得情報の受理及びオンラインからの所得情報等の入力により、被保険者及び世帯員の所得情報等について管理・更新する。	介護保険に係る保険料賦課事務において、税務システムからの所得情報の受理及びオンラインからの所得情報等の入力により、被保険者及び世帯員の所得情報等について管理・更新している。	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため
平成31年3月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	介護保険に係る被保険者資格の管理事務では、所得情報等を参照し、被保険者の所得区分の判定を行い、被保険者が介護保険サービスを利用する際の負担割合を決定する資料とする。	介護保険に係る被保険者資格の管理事務では、当該所得情報等を参照することで被保険者の所得区分の判定を行い、被保険者が介護保険サービスを利用する際の負担割合を決定する資料とする。	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため
平成31年3月8日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	介護保険法第9条(被保険者)、同法第10条(資格取得の時期)及び同法第11条(資格喪失の時期)に基づく日付や住所や氏名、生年月日、性別等の情報を資格マスタに記録する。 介護保険法施行規則第28条の2で規定されている負担割合証の交付等を行うために、介護保険法施行令第22条の2(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)で規定されている合計所得金額を用いて、被保険者の利用者負担の割合等の情報を記録する。	・資格マスタには、介護保険法第9条(被保険者)、同法第10条(資格取得の時期)及び同法第11条(資格喪失の時期)に基づく日付や住所や氏名、生年月日、性別等の情報を資格マスタに記録している。 また、介護保険法施行規則第28条の2で規定されている負担割合証の交付等を行うために、介護保険法施行令第22条の2(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)で規定されている合計所得金額を用いて、被保険者の利用者負担の割合等の情報を記録している。	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため
平成31年3月8日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①実務実施上の必要性	また、番号法第22条(特定個人情報の提供)による特定個人情報の提供に備え、	・番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項 (介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務)	(1)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項 (介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に よる保険給付の支給、地域支援事業の実施又 は保険料の徴収に関する事務であって主務省 令で定めるもの)	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽 微な修正のため
平成31年3月8日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	(2)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項の 主務省令で定める事務を定める命令 第50条第1号(介護保険法による被保険者に 係る届出の受理、その届出に係る事実につい ての審査又はその届出に対する応答に関する 事務) 第2号(介護保険法による被保険者証 又は認定証に関する事務) 第3号(介護保険法第十八条第一号の 介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第 三号の市町村特別給付の支給に関する事務) 第7号(介護保険法第五十条の居宅介 護サービス費等の額の特例若しくは同法第六 十条の介護予防サービス費等の額の特例の申 請の受理、その申請に係る事実についての審 査又はその申請に対する応答に関する事務) 第8号(介護保険法第66条の保険料滞 納者に係る支払方法の変更に関する事務) 第9号(介護保険法第67条又は第68条 の保険給付の支払の一時差止めに関する事 務) 第10号(介護保険法第69条の保険料 を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の 特例に関する事務) 第11号(介護保険法第129条第1項の 保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課 に関する事務)	(2)行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令 第50条第1号、第2号、第3号、第6号、第7 号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、 第13号、第14号	事後	法令等の変更による修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二 1項(健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務) 2項(健康保険法による保険給付の支給に関する事務) 3項(健康保険法による保険給付の支給に関する事務) 4項(船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務) 6項(船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付に関する事務) 26項(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務) 30項(社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務) 33項(私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務) 39項(国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務) 42項(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務) 56の2項(災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務) 58項(地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務)	【提供】 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二 1項、2項、3項、4項、6項、8項、11号、26項、30項、33項、39項、42項、56の2項、58項、61項、62項、80項、87項、90項、94項、108号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1項第2号、第3号ロ、第8号ハ 第3条第1項第3号、第4号ロ、第9号ハ 第5条第1項第2号 第6条第1項第1号イ、第5号ロ 第7条第1項第3号ニ 第10条第1項第3号ニ 第12条の3第1項第3号 第15条第1項第3号 第19条第1項第1号レ 第22条の2第1項第1号、第2号ロ、第6号ロ 第24条の2第1項第1号、第3号ハ、第7号イ 第25条第1項第3号ハ、 第25条の2第1項第7号 第30条第1項第9号 第31条の2第1項第2号、第4号ハ、第8号イ 第32条第1項第1号ハ、第2号ハ、第3号 第33条第1項第5号 第43条第1項第3号ハ、 第43条の2第1項第8号ロ 第44条第1項第1号レ 第49条第1項第2号ハ 第55条第1項第1号ニ、第2号ロ、第8号ロ、 第9号ハ 第55条の2第1項第1号ハ 第59条第1項第3号ニ	事後	法令等の変更による修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	61項(老人福祉法による福祉の措置に関する事務) 62項(老人福祉法による費用の徴収に関する事務) 80項(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務) 87項(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務) 90項(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務) 93項(介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務) 94項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務) 95項(介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務) 109項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務) 117項(年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務)	(削除)	事後	法令等の変更による修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1号、第5号ハ、 第3条第1号、第5号ハ、 第6条第1号、第4号ロ、 第19条第1号ヨ、 第25条第3号ハ、 第30条第8号、 第32条第1号ハ、第2号ハ、第3号、 第33条第5号、 第43条第3号ハ、 第44条第1号ヨ、 第46条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、 第47条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号	【照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条第1項第6号、第7号 第47条第1項第2号、第15号、第20号、第21号、第22号、第23号	事後	法令等の変更による修正のため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	生活保護・社会福祉関係情報…介護保険負担限度額認定の段階を決定する際に、生活保護の受給の有無を確認する必要があるため	生活保護・社会福祉関係情報…負担割合や介護保険負担限度額認定の段階を決定する際に、生活保護の受給の有無を確認する必要があるため	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	年金関係情報…介護保険負担限度額認定の段階を決定する際に、老齢福祉年金の受給の有無を確認する必要があるため	年金関係情報…負担割合や介護保険負担限度額認定の段階を決定する際に、老齢福祉年金の受給の有無を確認する必要があるため	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課、地域包括ケア推進課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	11件	10件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	未定	富士通株式会社 神奈川支社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1から10 ⑧再委託の許諾方法	・個人情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	未定	富士通株式会社 神奈川支社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	未定	日本企画株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	未定	東武デリバリー株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	未定	株式会社アイネット	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	未定	株式会社TLP	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	未定	株式会社ワイイーシーソリューションズ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ⑥委託先名	未定	株式会社ワイイーシーソリューションズ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑥委託先名	未定	株式会社北斗システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10 ⑥委託先名	資格情報変換作業委託	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10	(上記削除に伴う項番の変更)	負担割合証封入封かん等業務委託	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10 ⑥委託先名	未定	株式会社横浜電算	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1項)(健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務)	番号法第19条第7号別表第二第1項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第2項)(健康保険法による保険給付の支給に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第1号、第5号ハ	・番号法第19条第7号別表第二第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1項第2号、第3号ロ、第8号ハ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ②提供先における用途	・健康保険法第99条第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は健康保険法第135条第1項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第3項)(健康保険法による保険給付の支給に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第3条第1号、第5号ハ	・番号法第19条第7号別表第二第3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第3条第1項第3号、第4号ロ、第9号ハ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ②提供先における用途	健康保険法第99条第1項の健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4	全国健康保険協会	厚生労働大臣	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ①根拠法令	番号法第19条第7号 別表第二(第4項)(船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務)	番号法第19条第7号別表第二第4項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第6項)(船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第6条第1号、第4号口	・番号法第19条第7号別表第二第6項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第6条第1号イ、第5号口	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ②提供先における用途	船員保険法第69条第1項の傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ⑦提供先における用途	未定	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6	都道府県知事等	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第26項)(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ヨ	・番号法第19条第7号別表第二第8項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第1項第3号ニ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ②提供先における用途	生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分(住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ⑦時期・頻度	照会に応じて随時	未定	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7	社会福祉協議会	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第30項)(社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務)	・番号法第19条第7号別表第二第11項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条第1項第3号二	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8	日本私立学校振興・共済事業団	都道府県知事等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第33項)(私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務)	・番号法第19条第7号別表第二第26項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1項第1号レ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8 ②提供する情報	介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分(住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号 [受給者関連情報] (負担割合)負担割合区分、割合開始年月日、割合終了年月日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8 ⑦時期・頻度	未定	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9	国家公務員共済組合	社会福祉協議会	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第39項)(国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務)	番号法第19条第7号別表第二第30項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9 ③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10	市町村長又は国民健康保険組合	日本私立学校振興・共済事業団	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第42項)(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条第3号ハ	・番号法第19条第7号別表第二第33項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条の2第1項第1号、第2号ロ、第6号ロ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ②提供先における用途	国民健康保険法第57条の3第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11	市町村長	国家公務員共済組合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第56項の2)(災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第8号	・番号法第19条第7号別表第二第39項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第24条の2第1項第1号、第3号ハ、第7号イ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ②提供先における用途	災害対策基本法第90条の3第1項の被災者台帳の作成に関する事務	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分(住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分(住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号 [受給者関連情報] (負担割合)負担割合区分、割合開始年月日、割合終了年月日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12	国家公務員共済組合	市町村長又は国民健康保険組合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12	番号法第19条第7号 別表第二(第58項)(地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務)	・番号法第19条第7号別表第二第42項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条第1項第3号ハ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分(住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ⑦時期・頻度	未定	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第61項)(老人福祉法による福祉の措置に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条第1号ハ、第2号ハ、第3号	・番号法第19条第7号別表第二第56の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条第1項第9号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ②提供先における用途	老人福祉法第10条の4の福祉の措置の実施に関する事務	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分(住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分(住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号 [受給者関連情報] (負担割合)負担割合区分、割合開始年月日、割合終了年月日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14	市町村長	地方公務員共済組合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第62項)(老人福祉法による費用の徴収に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第33条第5号	・番号法第19条第7号別表第二第58項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条の2第1項第2号、第4号ハ、第8号イ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ②提供先における用途	老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分(住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分(住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号 [受給者関連情報] (負担割合)負担割合区分、割合開始年月日、割合終了年月日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15	後期高齢者医療広域連合	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第80項)(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条第3号ハ	・番号法第19条第7号別表第二第61項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第32条第1項第1号ハ、第2号ハ、第3号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律第85条第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分 (住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分 (住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号 [受給者関連情報] (負担割合)負担割合区分、割合開始年月日、割合終了年月日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16	都道府県知事等	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第87項)(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号ヨ	・番号法第19条第7号別表第二第62項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第33条第1項第5号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ⑦時期・頻度	未定	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17	都道府県知事等又は広島市長若しくは長崎市長	後期高齢者医療広域連合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第90項)(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務)	・番号法第19条第7号別表第二第80項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条第1項第3号ハ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ⑦時期・頻度	未定	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18	市町村長	都道府県知事等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第93項)(介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号	・番号法第19条第7号別表第二第87項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第44条第1項第1号レ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ③提供する情報	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分 (住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号 [受給者関連情報] (負担割合)負担割合区分、割合開始年月日、割合終了年月日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ⑦時期・頻度	未定	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19	市町村長	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第94項)(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号	番号法第19条第7号別表第二第90項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第36条の要介護認定又は要支援認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第51条第1項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する事務 ・介護保険法第142条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法施行規則第27条第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法施行規則第32条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法施行規則第83条の6の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法施行法第13条第3項の施設介護サービス費又は同条第5項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ③提供する情報	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分(住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号	介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ⑦時期・頻度	未定	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20	厚生労働大臣又は共済組合等	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第95項)(介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務)	・番号法第19条第7号別表第二第93項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ②提供先における用途	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ③提供する情報	介護保険法第136条第1項、第138条第1項又は第140条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ⑦時期・頻度	未定	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第109項)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務)	・番号法第19条第7号別表第二第94項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第47条第1項1号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用提供先21 ②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用提供先21 ③提供する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用提供先21 ⑦時期・頻度	未定	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用提供先22	厚生労働大臣	都道府県知事又は市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第117項)(年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務)	・番号法第19条第7号別表第二第108項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条第1項第1号ニ、第2号ロ、第8号ロ、第9号ハ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用提供先22 ②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用提供先22 ③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	[被保険者資格関連情報] (被保険者)被保険者番号、保険者番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失年月日、資格異動事由コード、被保険者区分(住所地特例情報)施設所在地、施設名、住所地特例者適用開始年月日、住所地特例者適用変更年月日、住所地特例者適用終了年月日、施設電話番号 [受給者関連情報] (負担割合)負担割合区分、割合開始年月日、割合終了年月日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用提供先22 ⑦時期・頻度	未定	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用移転先1 ①法令上の根拠	・番号法第9条別表第一の16項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例(今後制定予定)	・番号法第19条第7号別表第二第27項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先2 ①法令上の根拠	・番号法第9条別表第一の30項(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条第6号 ・番号法第9条第2項に基づく条例(今後制定予定)	・番号法第19条第7号別表第二第42項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先3 ①法令上の根拠	・番号法第9条別表第一の59項(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条第6号 ・番号法第9条第2項に基づく条例(今後制定予定)	・番号法第19条第7号別表第二第80項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先3 ②移転先における用途	(2)後期高齢者医療保険料の特別徴収を行う場合、介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超えると特別徴収を行うことができないため、その判定に使用する。	(2)後期高齢者医療保険料の特別徴収を行うためには、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合算した額が年金支給額の2分の1を超えないことが条件になっており、介護保険での特別徴収実施の有無やその詳細情報を把握し、その判定に使用する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先3 ③移転する情報	(2)漢字氏名、現住所、賦課額(期別)、基礎年金番号	(2)特徴義務者コード、基礎年金番号、年金コード、生年月日、性別、候補者カナ氏名、候補者漢字氏名、住所(漢字)、各種区分、変更後特徴分期別額、被保険者番号、個人コード、住所地特例該当区分	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先3 ⑦時期・頻度	(2)毎月(年12回)	(2)随時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先4 ①法令上の根拠	・番号法第9条別表第一の15項(生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ・番号法第9条第2項に基づく条例(今後制定予定)	・番号法第19条別表第二第26項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先4 ①移転先における用途	・介護保険料相当額を扶助費として給付、若しくは特別徴収後の年金額の収入認定し支給決定を行う。また、介護保険サービスの利用に伴う利用者負担額を給付しているため、介護保険情報を把握し、生活保護の決定事務の適正化を図る ・介護保険料の代理納付対象者の把握及び生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金を含む。)に関する事務のため	(1)介護保険料相当額を扶助費として給付、若しくは特別徴収後の年金額の収入認定し支給決定を行う。 (2)介護保険サービスの利用に伴う利用者負担額を給付しているため、介護保険情報を把握し、生活保護の決定事務の適正化を図る。 (3)介護保険料の代理納付対象者の把握及び生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金を含む。)に関する事務のため	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先5	健康福祉局健康安全課	健康福祉局保険年金課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先5 ①法令上の根拠	・番号法第9条別表第一の10項(予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条第6号 ・番号法第9条第2項に基づく条例(今後制定予定)	・番号法第19条第7号別表第二第42項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先5 ②移転先における用途	経済的理由で予防接種費用を負担することができない者について、予防接種費用を免除する判定に介護保険料段階を使用するため。	国民健康保険料の特別徴収を行うためには、介護保険料と国民健康保険料を合算した額が年金支給額の2分の1を超えないことが条件になっており、介護保険での特別徴収実施の有無やその詳細情報を把握し、その判定に使用する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先5 ③移転する情報	保険料段階、現住所、漢字氏名、カナ氏名、生年月日	特徴義務者コード、基礎年金番号、年金コード、生年月日、性別、候補者カナ氏名、候補者漢字氏名、住所(漢字)、各種区分、変更後特徴分期別額、被保険者番号、個人コード、住所地特例該当区分	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先5 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	世帯非課税の第1号被保険者	特別徴収を行う被保険者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先5 ⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]紙	[<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他(ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先5 ⑦時期・頻度	年10回(6月全件、7月から3月までは前月との差分)	必要に応じて随時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先6 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の63項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第47条 ・番号法第9条第2項に基づく条例(今後制定予定)にて規定	・番号法第19条別表第二第87項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先6 ⑥移転方法	庁内連携システム、紙	紙	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先7	(追加)	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先7 ①法令上の根拠	(追加)	・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第2項、第3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先7 ②移転先における用途	(追加)	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって法別表第1の15の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先7 ③移転する情報	(追加)	個人コード、被保険者番号、納付方法、市資格取得年月日、市資格喪失年月日、保険者区コード、区資格取得年月日、区資格喪失年月日、生活保護開始年月日、生活保護終了年月日、事務所、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階、高額判定区分、減額認定区分、適用開始年月日、有効期限終期年月日、交付年度、公費負担区分、有効期間始期、有効期間終期	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先7 ④移転する情報の対象となる本人の数	(追加)	1万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先7 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	生活保護を受給する外国人第1号被保険者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先7 ⑥移転方法	(追加)	庁内連携システム、紙	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 5. 個人番号の利用 移転先7 ⑦時期・頻度	(追加)	庁内連携システム: 月1回 紙: 照会があった都度随時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(資格マスタ)) 2. 基本情報 ⑥ 事務担当部署	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課、地域包括ケア推進課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3 特定個人情報の使用 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	当該事務に不要な内容は保持しておらず必要のない情報との紐付けは行われぬ。また、データの管理、運用について、システムを使用するにはIDカード、ログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。	当該事務に不要な内容は保持しておらず必要のない情報との紐付けは行われぬ。また、データの管理、運用について、システムを使用するにはIDカード、ログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。また、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。	事後	セキュリティリスクを明らかに低減させる変更
平成31年3月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(資格マスタ) 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	個人ごとのログインIDとパスワードにより管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。	個人ごとのログインIDとパスワードにより管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。また、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。	事後	セキュリティリスクを明らかに低減させる変更
平成31年3月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(統合番号連携ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。また、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づける。	事後	セキュリティリスクを明らかに低減させる変更
平成31年3月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	(なし)	・作業場所の外への持出禁止	事後	セキュリティリスクを明らかに低減させる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転を行う場合には、番号法、個人情報保護条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。	提供・移転を行う場合には、番号法、横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため
平成31年3月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(統合番号連携ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスク	・保存期間を過ぎた申請書及び届出書等の紙媒体については、裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。	・保存期間を過ぎた申請書及び届出書等の紙書類は、裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため
平成31年3月8日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ① 請求先	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0018 横浜市南区花之木町3-48-1 045-743-8121 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉区和泉町4636-2 045-800-2335	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ① 連絡先	横浜市役所 健康福祉局 高齢健康福祉部 介護保険課 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-4254	横浜市役所 健康福祉局 高齢健康福祉部 介護保険課 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-4253	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない